

甲賀市子ども・子育て応援団会議について

1. 甲賀市子ども・子育て応援団会議設置の理由

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市の未来を担う一人ひとりの子どもの健やかな成長に向け適切な環境を確保するための子ども・子育て支援に関する施策(子ども応援施策)の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成25年9月議会定例会において、甲賀市子ども・子育て応援団会議条例を制定し、甲賀市子ども・子育て応援団会議を設置しました。

甲賀市子ども・子育て応援団会議条例は、別紙のとおりです。

2. 甲賀市子ども・子育て応援団会議の所掌事務について

甲賀市子ども・子育て応援団会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を処理します。

○子ども応援施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況

を調査審議すること。

- 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- 子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

3. 甲賀市子ども・子育て応援団会議の委員数及び委員構成について

甲賀市子ども・子育て応援団会議の委員数は25人以内とし、委員は甲賀市子ども・子育て会議条例第3条第2項各号に掲げる者のうちから、委員委嘱させていただき、幅広い分野から参画いただいております。

なお、委員の任期は、平成31年6月30日までです。

4. 今後の日程について

子ども・子育て応援団支援事業計画策定業務及び甲賀市子ども・子育て応援団会議に係る当面(平成30年度)の日程は下記のとおりです。

- 第2回会議(平成30年10月開催予定):プロポーザル結果報告 進捗管理等
- 第3回会議(平成31年3月開催予定):アンケート結果報告 進捗管理等

□平成31年度については、4～5回開催する予定です。